

五經正義讀解通論（三）

野間 文史

十 無正訓

十一 以意言之耳

十二 相傳爲然

十三 以當時驗之

十四 無正文・無明文

十 無正訓

いわゆる「漢唐訓詁の学」の集大成と言われる『五經正義』であるが、もとより「訓詁」は漢唐經学に限られるわけではない。ただ、これをたとえば清朝考証学と比較してみると、『五經正義』訓詁の特色として「音韻」に対する知識・関心の薄さがあげられ、さらには依拠した「注」に対する態度の違い、具体的には『五經正義』が「注」を墨守するのに対し、清朝考証学では、「注」の束縛からおおむね解放されていることがあげられるであろう。

およそ『五經正義』の形式は、最初に『五經正義』自らが選択した「注」の解釈に従って「経」「伝」を疏釈し、ついでその「注」

の妥当性を証明することにこれ努める。ときとして後者により多大な精力を傾ける場合もある。

そしてこれを「訓詁」に限つていえば、『五經正義』は先ず「注」の解釈が、正しい訓詁を集めた『爾雅』に依拠していることを逐一指摘することによって、その妥当性を証明することを原則とする。

つまり『五經正義』の訓詁は基本的に『爾雅』を拠り所とするものであり、したがって『爾雅』を越えるものではなかった。再び清朝考証学と対比してみると、これが『五經正義』訓詁の限界であると断ずるならば、それは少し酷な見方となるであろうか。

以下に『尚書正義』と『毛詩正義』の冒頭から、『爾雅』尊重の例をあげよう。

①尚書正義（堯典）

曰若稽古帝堯、〔若順、稽考也。能順考古道而行之者帝堯。〕曰放勳、欽明文思、安安、〔勳功、欽敬也。言堯放上世之功化、而以敬明文思之四德、安天下之當安者。〕允恭克讓、光被四表、格于上下。〔允信、克能、光充、格至也。既有四德、又信恭能讓、故其名聞充溢四外、至于天地。〕

○傳若順至帝堯○正義曰、「若順」釋言文。詩稱「考卜惟王」、洪範考卜之事、謂之「稽疑」、是「稽」爲「考」、經傳常訓也。

爾雅一訓一「也」、孔所以約文、故數字俱訓、其末以一「也」結之。又已經訓者、後傳多不重訓、顯見可知、則徑言其義、皆務在省文故也。……(02-06b/07a)

○傳勳功至安者○正義曰、「勳功」「欽敬」釋詁文。此經述上稽古之事放效上世之功、即是考於古道也。經言「放勳」、放其功而已、傳兼言「化」者、據其勳業謂之功、指其教人則爲化、功之與化、所從言之異耳。……(02-07a/07b)

○傳允信至天地○正義曰、「允信」「格至」釋詁文。「克能」「光充」釋言文。在身爲德、施之曰行。鄭玄云「不懈於位曰恭、惟賢尚善曰讓」。「恭」「讓」是施行之名。上言堯德、此言堯行、故傳以文次言之。……(02-07b)

伝の「若順」から「帝堯」まで。正義。「若は順」とは、釈言の文句である。詩に「卜いを考えるのは王」とあるが、洪範では卜いを「考」えることを、「稽疑」といっており、つまり「稽」が「考」となるのは、経伝のいつもの訓なのである。爾雅では一条の訓ごとに一つの「也」があるが、孔は文をつづめようとされた為に、何字かを一緒に訓じて、末で一つの「也」でくくっている。また一度訓じたものは、後の伝では大抵二度と訓ぜぬし、明瞭でわかり切ったものは、意味を打ちつけに説いている。みな文章を縮めるということを目的としているからである。

(吉川幸次郎訳「全集本」8・87頁。以下同様。)

伝の「勳功」から「安者」まで。正義。「勳は功」、「欽は敬」

とは、釈詁の文句である。ここの経は前に「稽古」といったことの内容を述べたのであって、「上世の功に模倣する」とは、「古道に考える」ことに外ならぬ。経に「勳に放う」とあれば、その「功」に模倣しただけの筈なのに、伝が「化」をも一緒にいっているわけは、勳業という点からは「功」というが、人を教えたことを指せば「化」であって、「功」と「化」とは、い

い方の違いにすぎぬ。(89頁)

伝の「允信」から「天地」まで。正義。「允は信」、「格は至」とは、釈詁の文句であり、「克は能」、「光は充」とは、釈言の文句である。身にそなわったものが徳であり、それを行のうが行ないであるが、鄭玄の説に、「位にあつて怠らぬのを恭といい、賢を推し善を尊ぶのを讓という」とあるように、「恭」と「讓」とは行為の名である。かく前は堯の徳をのべ、ここは堯の行ないをのべるところだから、伝は文章の続き方を見て説明を下した。(90頁)

②毛詩正義(國風・周南・關關)

關關雉鳩、在河之洲。(興也。關關和聲也。雉鳩王雎也。鳥摯而有別。水中可居者曰洲。后妃說樂君子之德、無不和諧、又不淫其色、慎固幽深、若關雎之有別焉、然後可以風化天下。夫婦有別、則父子親。父子親、則君臣敬。君臣敬、則朝廷正。朝廷正、則王化成。箋云、摯之言至也。謂王雎之鳥雌雄情意至、然而有別。)

○傳關關至王化成○正義曰、釋詁云「關關・雍雍、音聲和也」、是「關關」爲「和聲」也。「雉鳩王雎也」、釋鳥文。郭璞曰「鷓類也」。

今江東呼之爲鷓。好在江邊泚中、亦食魚。陸機疏云「雉鳩大小如鷓、深目、目上骨露、幽州人謂之鷓」。而揚雄・許慎皆曰「白鷓、似鷹尾上白」。

定本云「鳥摯而有別」、謂鳥中雌雄情意至厚、而猶能有別、故以興后妃說樂君子情深、猶能不淫其色。傳爲「摯」字、實取至義。故箋云「摯之言至、王雉之鳥、雄雌情意至、然而有別」、所以申成毛傳也。俗本云「雉鳩王雉之鳥」者誤也。

「水中可居者曰洲」、釋水文也。李巡曰「四方皆有水中中央獨可居」。釋水又曰「小洲曰渚、小渚曰泚、小泚曰坻」。江有渚傳曰「渚小洲也」。兼葭傳・谷風箋並云「小渚曰泚」、皆依爾雅爲說也。采芣傳曰「泚渚鳧鷖」、傳曰「渚泚」、互言以曉人也。兼葭傳文云「坻小渚也」、不言「小泚」者、泚渚大小異名耳、坻亦小於渚、故舉渚以言之。

「和諧」者、心中和悅、志意諧適、每事皆然、故云「無不和諧」。又解以「在河之洲」爲喻之意。言后妃雖悅樂君子、不淫其色、能謹慎貞固、居在幽閒深宮之內、不妄淫褻君子、若雉鳩之有別、故以興焉。后妃之德能如是、然後可以風化天下、使夫婦有別。夫婦有別、則性純子孝、故能父子親也。孝子爲臣必忠、故父子親、則君臣敬。君臣既敬、則朝廷自然嚴正。朝廷既正、則天下無犯非禮、故王化得成也。(01-1-206/21a)

以上の二例『尚書正義』・『毛詩正義』はともに、それぞれが依拠した『孔安國傳』、『毛傳』が『爾雅』の訓詁にその根拠を持つことを逐一指摘し、その「注」の解釈の妥当性を証明していること

が了解できるであろう。

そもそも『爾雅』という文献は、現今の通説では、先秦から前漢初期に至るまでの古典の訓詁を集成した現存する最古の字書であり、その内容はおおむね『書』・『詩』の訓詁を中心とし、ときには『楚辭』・『山海經』等にも及ぶと言われているが、もちろん『五經正義』編纂の時代には、聖人周公の著作と見なされていた。そういうことから、『五經正義』所引の「小学書」の中では、『爾雅』が圧倒的多数を占めているのである。以下に主要な小学書とその引用数をあげよう。

九經疏所引主要「小学書」表

| 爾雅 | 易 | 書 | 詩 | 記 | 左 | 周 | 儀 | 公 | 穀 |
|----|---|----|-----|----|-----|---|---|---|---|
| 7 | 2 | 40 | 116 | 22 | 133 | 9 | 4 | 1 | 3 |
| 7 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 1 | 1 | 3 | 5 | 10 | 12 | 2 | 1 | 2 | 1 |

さてそうだとすると、「注」の根拠を『爾雅』に求めることができない場合、『五經正義』はいかに対処しているであろうか。これが次に検討すべき問題となる。以下はその例である。

③尚書正義（舜典の後）

帝釐下土、方設居方、別生分類、作汨作〔汨治、作興也。言其治民之功興、故爲汨作之篇。亡。〕九共九篇彙賦。

○傳汨治至篇亡○正義曰、「汨」之爲治、無正訓也。「作」是起義、故爲興也。言其治民之功興、以意言之耳。（03-30b）

伝の「汨治」から「篇亡」まで。正義。「汨」が「治」になるのは、確かな出処はない。「作」は「起^お」こる意味だから「興」と解した。「民を治める功が興った意味だ」というが、推測でいったにすぎない。（全集本）8・232頁）

④毛詩正義（國風・秦風・小戎）

小戎、小戎、五檠梁輶、〔小戎兵車也。淺淺、收軫也。五五束也。檠歷錄也。梁輶、輶上句衡也。一輶五束、束有歷錄。箋云、此羣臣之兵車、故曰小戎。〕

○傳小戎至歷錄○正義曰、「兵車兵戎之車、小大應同、而謂之「小戎」者、六月云「元戎十乘」、以先啓行元大也。先啓行之車、謂之大戎、從後行者、謂之小戎。故箋申之云「此羣臣之兵車、故曰小戎」。言羣臣在元戎之後故也。「淺淺」釋言文。「收軫」者、相傳爲然、無正訓也。「軫」者上之前後兩端之橫木也。蓋以爲此軫者、所以收斂所載、故名「收」焉。（06-3-10b）

……「淺は淺なり」とは『爾雅』釈言の文句である。「收は軫なり」については、代々言い伝えでそうなっているのであって、正統的な訓詁（の字書に）は無いものである。……

⑤春秋正義（襄公九年傳）

【傳】盟誓之言、豈敢背之。且要盟無質、神弗臨也。〔質主也。〕
 「疏」注質主也○正義曰、「質」之爲「主」、以意言耳、無正訓也。晉云「唯晉命是聽」、鄭云「唯彊是從」、二辭俱以告神、是其無定主也。服虔云「質誠也。無忠誠之信、故神弗臨也」。〔30-33a〕

注の「質主也」○正義に曰く、（杜預が）「質」を「主」と見なしているのは、憶測で言ったままで、正統的な訓詁（の字書に）は無いものである。晋国が「唯だ晋の命をのみ是れ聴く」というのに対し、鄭国が「唯だ彊にのみ是れ従ふ」と述べており、両者の言葉はいずれも神に告げるものだから、定まった「主」は無い、という意味である。（これに対し）服虔は「質は誠である。忠誠の信が無ければ、神は臨まない」と解している。

以上の三例は、いずれも「注」の訓詁が『爾雅』に典拠を持たない「無正訓也（正訓無きもの）」であることを指摘し、それらが「以意言之耳（憶測で述べたに過ぎない）」ものであり、「相傳爲然（代々そのように伝承してきた）」ものであると述べて、「注」に対してやや批判的である。つまり「無正訓」とは、吉川訳で「確かな出処はない」、また拙訳で「正統的な訓詁の字書には無いものである」と意訳したように、具体的には『爾雅』にその訓詁の例を見出し得ないことを述べたものである。つまり「正訓」とは『爾雅』の訓詁にほかならない

あるいは、その用例は少ないものの、直接的に「爾雅無文」と指摘する場合もある。

⑥毛詩正義（國風・召南・采蘋）

于以盛之、維筐及筥、于以湘之、維錡及釜。〔方曰筐、圓曰筥、湘亨也。錡釜屬。有足曰錡、無足曰釜。箋云、亨蘋藻者、於魚漚之中、是錡羹之毛。〕

○傳方曰筐至曰釜○正義曰、此皆爾雅無文、傳以當時驗之。以「錡」與「釜」連文、故知「釜屬」。說文曰「江淮之間、謂釜曰錡」。定本「有足曰錡」下、更無傳。俗本錡下又云「無足曰釜」。(01406a)

⑦毛詩正義（國風・唐風・山有樞）

山有樞、隰有榆、子有衣裳、弗曳弗婁、子有車馬、弗馳弗驅、宛其死矣、他人是愉、山有栲、隰有杻、子有廷內、弗洒弗埽、子有鐘鼓、弗鼓弗考、宛其死矣、他人是保、〔保安也。箋云、保居也。〕
○傳保安箋保居○正義曰、二者皆爾雅無文。傳・箋各以義言之。上云「他人是愉」、謂得已樂以爲樂。此云「他人是保」、謂得己之安以爲安、故傳訓「保」爲安也。箋以下云「他人入室」、則是居而有之、故易傳以「保」爲居。

⑧春秋正義（昭公二十五年傳）

爲父子・兄弟・姑姊・甥舅・昏媾・姻亞、以象天明。〔六親和睦以事嚴父、若衆星之共辰極也。妻父曰昏。重昏曰媾。婿父曰姻。兩婿相謂曰亞。〕
〔疏〕注六親至曰亞○正義曰、老子云「六親不和、焉有孝慈」、一六親「謂父子・兄弟・夫婦也。孝經曰「孝莫大於嚴父」、論語云「北辰

居其所、而衆星共之」。六親、父爲尊嚴、衆星北辰爲長。六親和睦以事嚴父、若衆星之共北極、是其「象天明」也。

「妻父爲昏、婿父爲姻、兩婿相謂曰亞」、皆釋親文也。
「重昏曰媾」、爾雅無文、相傳說耳。

釋親又曰「男子先生爲兄、後生爲弟。男子謂女子先生爲姊、後生爲妹。父之姊妹爲姑、母之兄弟爲舅。謂我舅者、吾謂之甥」。此皆世俗常言、杜不解者、爲易知故也。(51-13a・b)

右の⑦・⑧には、それぞれ「爾雅無文」と指摘した後に、「各以義言之」・「相傳說耳」と述べて、前掲の「無正訓也」の例と同様の批評言が見えているであろう。そして⑥にはまた「以當時驗之」とし、『毛伝』の根拠を説明する言葉が附されている。これらの批評言については、次節以下に順次言及するので、ここではひとまず措くこととするが、⑥においては、さらに『説文解字』を引用していることに注目したい。

先に紹介した「九經疏所引小學書表」に明らかのように、許慎『説文解字』は、『五經正義』が訓詁名物を解説する際、『爾雅』に次いで根拠とする字書であった。参考までに『説文解字』の引用例を以下に若干数をあげておこう。

⑨尚書正義（舜典）

在璿璣玉衡、以齊七政。〔在察也。璿美玉。璣衡王者正天文之器、可運轉者。七政日月五星、各異政。舜察天文、齊七政、以審己當天心與否。〕
○傳在察至與否○正義曰、「在察」釋詁文。說文云「璿美玉也」。「玉」

是大名、「璿」是玉之別稱、「璣」・「衡」俱以玉飾。但史之立文、不可以「玉璣玉衡」、一指玉體、一指玉名。猶左傳云「瓊弁玉纓」、所以變其文、傳以璿言玉名、故云「美玉」。其實「玉衡」、亦美玉也。(03-05b/06a)

伝の「在察」から「与否」まで。正義。「在は察」とは、釈詁の文句である。説文に「璿は美玉である」という。「玉」とは総称であつて、「璿」は玉の中の個別名である。「璣」も「衡」も共に玉で飾るのであるが、史官の文の書き方として、「玉璣玉衡」とするわけにはゆかぬから、一方は玉そのものを指示し、一方は玉の名を指示したのである。ちょうど左伝に「瓊弁玉纓」といつているようなものである。そういうわけで書き方を変えたものなのであるが、伝は「璿」が玉の名である点から、それを「美玉」と説いたままであつて、実際は「玉衡」だつて美玉なのである。(「全集本」8・163頁)

この例では、『説文解字』が全く『爾雅』と同様の扱いを受けていることが分かる。

⑩ 春秋正義 (隠公三年伝)

筐筥錡之器。(方曰筐、員曰筥、無足曰釜、有足曰錡。)

注方曰至曰錡○正義曰、此皆詩毛傳・鄭箋之文也。説文云「筥飯牛筐也」。廣雅云「錡釜也」。(03-07a)

正義に曰く、これはすべて《詩》毛伝・鄭箋の文章である。なお《説文》に「筥は牛に飯する筐(かご)なり」といい、《広

雅》に「錡は釜なり」と述べている。

この例では冒頭で、杜注の解釈が「詩毛伝・鄭箋之文」に基づくことを指摘していることに注目したい。というのも、『春秋正義』の依拠した晋の杜預『春秋経伝集解』においては、前漢の『毛伝』とともに、後漢の鄭玄『箋』にも『爾雅』と同様の価値を与えているからである。これは杜注の、他の経書注より後れることのみからしむるものである。もとより『春秋正義』はそれを踏襲する⑩。そしてこの例では、さらに続けて『説文』と『広雅』を引用して、杜注を補強した説明を施している。

このように『五經正義』においては、『爾雅』訓詁の不足を補うものとして、『説文解字』は重要な文献であつた。つまり『五經正義』は『爾雅』(又『説文』等)の訓詁を「正訓」と見なし、これに基づかない「注」の訓詁には批判的であつたことが分かる。

十一 以意言之耳

前節の挙例③・⑤によれば、「以意言之耳」・「以意言耳」という表現は、その訓詁が『爾雅』の正訓に基づかないことを指摘して、これにやや批判的な態度を示す評語であつた。しかしながら、この表現が「注」に向けられている場合には、最終的にはその「注」の訓詁を承認せざるを得ないのもまた事実であつた。これがすなわち『五經正義』の欠点として「曲徇注文(曲げて注文に徇う)」と称せられたゆえんでもある。次の例がそのひとつである。

①尚書正義（益稷）

又歌曰、元首叢脞哉、股肱惰哉、萬事墮哉。〔叢脞、細碎無大略。君如此、則臣懈惰、萬事墮廢、其功不成、歌以申戒。〕

○傳叢脞至申戒○正義曰、孔以「叢脞」爲「細碎無大略」、鄭以「叢脞」爲「小之事以亂大政」、皆是以意言耳。君無大略、則不能任賢功、不見知、則臣皆「懈惰、萬事墮廢、其功不成」。故又歌以重戒也。「庶事」「萬事」爲義同而文變耳。（05-18a/b）

伝の「叢脞」から「申戒」まで。正義。孔は「叢脞」を「こまごまして大きな謀がない」と解し、鄭玄は、「叢脞とは小さな事をかき集めて、大きな政を乱す」と見ているが、いずれも臆測でいったにすぎない。君に大きな謀がなければ、賢者を用いることができぬし、手柄を認められなければ、「臣はみな怠り、万事くずれ、仕事はできあがらない」。それで更に歌って繰り返して戒めたのである。「庶事」と「万事」とは、同じ意味であるが字を変えたまでのものである。（「全集本」8・350頁）

この例では、前半で孔安国・鄭玄の解釈はともに「以意言耳」と批判しながらも、後半では「君無大略、則不能任賢功」と述べて、結局は孔安国の訓詁に従って敷衍しているのである。そしてこのような批評言はまた「以意訓耳」と表現される場合がある。

②尚書正義（舜典）

舜曰、咨四岳、有能奮庸熙帝之載、〔奮起、庸功、載事也。訪羣臣有能

起發其功、廣堯之事者。言舜曰以別堯。〕

○傳奮起至別堯○正義曰、「奮」是起勳之意、故爲「起」也。釋詁云「庸勞也」。「勞」亦「功」也。鄭玄云「載行也」、王肅云「載成也」、孔以「載」爲「事」也、各自以意訓耳。舜受堯禪、當繼行其道。行之在於任臣。「百揆」臣之最貴、求能起發其功、廣大帝堯之事者、欲任之。舜既即位、可以稱帝、而言「舜曰」者、承堯事下、「言舜曰以別堯」。於此一別、以下稱帝也。（03-22b）

伝の「奮起」から「別堯」まで。正義。「奮」は起ち動くという意味であるから、「起」と解した。釈詁に、「庸は勞」とあるが、「勞」も「功」である。鄭玄は、「載は行」といい、王肅は、「載は成」といい、孔は「載」を「事」と解しているが、それぞれ臆測で訓じたまでである。舜は堯の讓位を受けたのであるから、その道を継ぎ行なわねばならない。それをを行ううには臣下の任命が第一である。百揆は臣のうちでも最高のものであるから、「その仕事を振るいおこして、帝堯の仕事を広大にし得るもの」を捜してそれを任命しようとしたのである。舜はもう位に即いているのであり、「帝」と書いてよさそうなものなのに、「舜曰わく」というわけは、堯の事の後に続いているので、「舜曰わくと書いて堯と区別した」のである。ここで一度区別したから、以後は「帝」と書いている。（「全集本」8・206頁）

この例においても、鄭玄・王肅・孔安国それぞれの説を「各自以意訓耳」と批評しながら、結局は「求能起發其功、廣大帝堯之事者、

欲任之」というように、『孔安国伝』の「載事也」を敷衍解釈するのである。

もう一例、『春秋正義』からあげよう。

③春秋正義（閔公二年傳）

先丹木曰、是服也、狂夫阻之。（阻疑也。言雖狂夫猶知有疑。）

○注阻疑也○正義曰、劉炫云「阻疑」以意訓耳。今言猶云「阻疑」、是「阻」得爲「疑」也。言雖狂夫猶知於此服有疑也。服虔云「阻止也。方相之士、蒙玄衣朱裳、主索室中毆疫、號之爲狂夫止此服。言君與天子以狂夫所止之服衣之」。晉語云「且是之衣也、狂夫阻之衣也」、韋昭云「狂夫方相氏之士也。阻古阻字也。將服是衣、必先詛之」。是由無正訓、各以意解。劉以爲方相氏狂夫所服、玄衣朱裳、左右同色、不得爲「偏衣」也。當服此衣、非是意所止也。「詛乃服之」、文無所出。故杜別爲此解。（11-14a14b）

正義に曰く、劉炫がいう、（杜注の）「阻は疑なり」とは、憶測で訓じたまでである。しかし現在の言葉でもやはり「阻疑」というので、「阻」を「疑」とすることができるのであろう。つまり、たとえ狂人でもこの服装がおかしいものだと分かる、という意味である。

（これに対して）服虔は「阻は止なり。方相の士は玄衣朱裳を蒙り、室中を求めて疫を毆ることを掌る。これを『狂夫も此の服を止む』という。君が大子に狂夫さえも止めるような服を与えて着せた、という意味である」と述べている。（また〈晉語〉に「且つ是の衣や、狂夫之れが衣を阻す」といい、韋昭

は「狂夫は方相氏の士。阻は古の詛字である。この衣を着ようとするときには、必ず先ずこれを詛するのである」と注している。これらは正訓が無いために、それぞれが憶測で解釈したものである。

劉（炫）が考えるに、（《周礼》夏官）（方相氏）の狂夫の服するものは、玄衣・朱裳で、左右が同色であつて、（左右異色の）「偏衣」とすることはできない。この衣服を着るべきであるなら、勝手に止めるべきものではない（服虔説批判）。「詛したうえで服する」というのも、その文章には出典が無い（韋昭説批判）。だから杜預は別にこの解釈をしたのである。

さて、この疏文の冒頭に「劉炫云」とあるけれども、「云」の目的語が「阻疑」だとすれば、「云」の主語は『杜注』であり、「劉炫」ではない。しかし実際には、かつて清儒劉文淇が指摘したように、この疏文全体が劉炫の文章、すなわち劉炫『春秋述義』の文章と見るべきであろう②。したがって「劉炫云」はこの疏文全体にかかるものである。

いったい『春秋正義』中に引用される劉炫説は、杜預の注釈に異を唱えるものが極めて多い。いわゆる「劉炫規過」である。しかしこの例文では、杜預説に対していったんは「以意訓耳」と批評するのであるが、その直後に「今言猶云阻疑、是阻得爲疑也」としてこれに従っていることが分かる。このことは後にあげた服虔・韋昭の説に対して「由無正訓、各以意解」と断じた後、これらを退けているのは対照的である。したがって劉炫『春秋述義』もまたやはり

杜預『春秋經伝集解』の「義疏」であったことが、あらためて了解できるであろう。ただ劉炫の場合は、『春秋正義』を始めとする唐『五經正義』とは異なり、「注」に対しては一定の距離を置き、ときに批判的な目を持つものであったのである。

なお、前節⑦の『毛詩正義』の挙例には、「以義言之」とあつたように、『毛詩正義』ではおおむね「意」を「義」と表現するのを特色とするようである。一例のみあげる。

④毛詩正義（國風・秦風・小戎）

伐駟孔羣、犛矛鑿鑿、蒙伐有苑（伐駟四介馬也。孔甚也。犛三隅矛也。

鑿鑿也。蒙討羽也。伐中干也。苑文貌。箋云、伐淺也。謂以薄金爲介之札。介甲也。甚羣者、言和調也。蒙廕也。討雜也。畫雜羽之文於伐、故曰廕伐。）

○箋伐淺至廕伐○正義曰、箋申明「伐駟爲四介馬」之意。以馬無深淺之量、而謂之「伐駟」、正謂以淺薄之金爲甲之札。金厚則重、知其薄也。金甲堅剛、則苦其不和、故美其能甚羣、「言和調」也。物不和、則不得羣聚、故以和爲「羣」也。左傳及旄丘言「狐裘蒙茸」、皆「廕」「蒙」同音。周禮用牲用玉言廕者、皆謂雜色、故轉蒙爲「廕」、明廕是雜羽。畫雜羽之文於伐、故曰「廕伐」。傳以「蒙」爲討、箋轉「討」爲廕、皆以義言之、無正訓也。（06-3-13b14a）

以上、「以意言之耳」・「以意言耳」・「以義言之」という表現は、その訓詁に批判的な響きを持つものであつたが、それが「注」に向けられている場合、結果的にはそれを承認することを述べてきたと

ころである。

しかしながら、この批評言が依拠した「注」以外の解釈に発せられた場合には、明らかに否定的である。以下の例は「訓詁」にかかわるものではないが、『正義』の態度が極めて明確なものであるで紹介しておきたい。

⑤春秋正義（昭公十二年傳）

王曰、是良史也。子善視之。是能讀三墳・五典・八索・九丘。（皆古書名。）

注皆古書名○正義曰、孔安國尚書序云「伏犧・神農・黃帝之書、謂之三墳、言大道也。少昊・顓頊・高辛・唐虞之書、謂之五典、言常道也。八卦之說、謂之八索、求其義也。九州之志、謂之九丘。丘聚也。言九州所有、土地所生、風氣所宜、皆聚此書也。楚左史倚相能讀三墳・五典・八索・九丘、即謂上世帝王遺書也」。周禮外史「掌三皇・五帝之書」、鄭玄云「楚靈王所謂三墳・五典是也」。賈逵云「三墳、三皇之書。五典、五帝之典。八索、八王之法。九丘、九州亡國之戒」。延篤言「張平子說三墳・三禮、禮爲人防。爾雅曰、墳大防也。書曰、誰能典朕三禮。三禮、天地人之禮也。五典、五帝之常道也。八索、周禮八議之刑、索、空。空設之。九丘、周禮之九刑。丘、空也。亦空設之」。馬融說「三墳、三氣、陰陽始生天地人之氣也。五典、五行也。八索、八卦。九丘、九州之數也」。此諸家者各以意言、皆無正訓、杜所不信、故云「皆古書名」。（4537a）

この例では、『左傳』に見える「三墳・五典・八索・九丘」が具

体的に何を意味しているのかについて、孔安国『尚書序』・鄭玄『周禮注』・賈逵『左傳注』・延篤『左傳注』・馬融『左傳注』といった諸家の説を列挙紹介した後、これらを「各以意言、皆無正驗」と断じて切り捨て、杜預注の「皆古書名」とするシンプルな解釈（というよりは寧ろ曖昧な解釈）を妥当と見なしているのである。かくみてもくと「以意言之」とは、やはり『五經正義』の批判的な評語であった。

ところで、『毛詩正義』は『毛傳』・『鄭玄箋』という二つの「注」にもとづくという、『五經正義』（『九經疏』に括弧して）の中では特異な存在である。そしてその疏釈の方法は、『毛傳』・『鄭箋』それぞれの場合、『毛詩正義』の態度は様々である。ただ、このことについては、すでに先人の論考があるので③、ここでは問題としないが、以下に『爾雅』尊重の例として、『毛傳』を退けて『鄭箋』を支持するケースを附言しておこう④。

③毛詩正義（大雅・民勞）

民亦勞止、汙可小康。惠此中國、以綏四方。（汙危也。中國京師也。

四方諸夏也。箋云、汙幾也。康、綏、皆安也。惠愛也。今周民罷勞矣。王幾可以小安之乎。愛京師之人、以安天下。京師者、諸夏之根本。）

○傳汙危至諸夏○正義曰、以「汙」之下即云「小康」、明是由危須安、故以「汙」爲「危」也。「中國」之文與「四方」相對、故知「中國」謂「京師」、「四方」謂「諸夏」。若以中國對四夷、則諸夏亦爲中國。言各有對、故不同也。

○箋汙幾至根本○正義曰、傳以「汙」之爲「危」、既無正訓、又「小康」者安此勞民、直以勞民須安、不當更云「危」也。釋詁云「穢汙也」、孫炎曰「汙近也」、郭璞曰「謂相摩近」、反覆相訓、是「汙」得爲「幾」也。昭二十年左傳引此詩、杜預云「汙期也」。然則期字雖別、皆是近義。言其近當如此。史記稱漢高祖欲廢太子。周昌曰「臣口不能言、然臣期知其不可。陛下雖欲廢太子、臣期不奉詔」。言期者、意亦與此同也。

「康綏、皆安。惠愛」、皆釋詁文。又云「愛京師、得安四方之意」、由「京師」者、「諸夏之根本」、根本既安、枝葉亦安。京師王之所專、王若安之、則四方諸侯、亦皆效王安之。（174-11b）

この例では、先ず『毛傳』に対する疏文においては、『毛傳』の「汙危也」という訓詁に従って疏釈しているのであるが、次いで標起止を改めた『鄭箋』の疏文に至っては、『毛傳』の訓詁に対して、これが「無正訓」であるのみならず、文脈からみて不自然な解釈であるとして退けた後、『爾雅』釈詁を手掛かりに、『左傳』杜注や『史記』を補証として引用したうえで、『鄭箋』の妥当性を証明していることが分かる。つまり「正訓」無き場合でも、なんとか『爾雅』の訓詁に関連づけて「注」（この場合は『鄭箋』）の妥当性を証明していこうとする態度がうかがえるであろう。

十二 相傳爲然

ここまで『五經正義』の態度として、依拠した「注」の解釈が『爾

『雅』にその訓詁の例を見出し得ない場合、それが「無正訓」である
と指摘し、「以意言耳」・「以意訓耳」・「以義言耳」等の批判的な表
現を用いていることについて述べてきた。

次いで本節では、「無正訓」ではあるが、上記の例とはやや異な
り、どちらかといえば肯定的な批評言としての「相傳爲然」をとり
あげる。実は十節で紹介した④「毛詩正義（國風・秦風・小戎）」と
③「春秋正義（昭公二十五年傳）」にすでに見えるものであった。

④の例文では、「『收軫』者、相傳爲然、無正訓也」と批評した
後、続けて「『軫』者上之前後兩端之橫木也。蓋以爲此軫者、所以
收斂所載、故名『收』焉」と述べて、「正訓」無きものであるけれ
ども、その訓詁を承認していることが分かる。

③の例では「重昏曰媾」、爾雅無文、相傳說耳」とあり、『爾雅』
にその訓詁は見出し得ないが、「相ひ伝へ説くのみ」として無条件
に承認しているようである。

さてそれでは「相傳爲然」・「相傳說耳」とはどういう意味であ
ろうか。幸い③と同主旨のものが同じく『春秋正義』に見えるので、
これが参考になる。

①春秋正義（隱公十一年傳）

唯我鄭國之有請謁焉、如舊昏媾（謁告也。婦之父曰昏。重昏曰媾。）

注謁告至曰媾○正義曰、「謁告也」、釋詁文、「婦之父曰昏」、釋親文
也。「媾」與「昏」同文、故先儒皆以爲「重昏曰媾」。(4:22b)

注謁告至曰媾○正義に曰く、「謁は告なり」とは〈釈詁〉の文
章、「婦の父を昏と曰ふ」とは〈釈親〉の文章である。「媾」

と「昏」とは同じなので、先儒はみな「昏を重ぬるを媾と曰ふ」
と見なしている。

すなわちこの例では、十節③の疏文で「爾雅無文、相傳說耳」と
説明されていた「重昏曰媾」について、「先儒」がいずれもそのよ
うに解釈している、と述べているのである。したがって「相傳爲然」
とは、当該「注」が「意を以て訓じた」ものではなく、歴代の注釈
家もそのように解釈してきたものであり、「無正訓」ではあるけれ
ども妥当な訓詁だと認定する評語であることが分かる。

ちなみにこの例の場合、具体的な名前をあげることができないた
めに曖昧に「先儒」と表記したものでなさそうである。なぜなら、
以下のように具体的な注釈者の名が見えるからである。

②周易正義（屯）

六二、屯如遭如、乘馬班如、匪寇昏媾、女子貞不字、十年乃字。

「疏」六二至十年乃字○正義曰、「屯如遭如」者、「屯」是屯難、「遭」
是遭迴、「如」是語辭也。言六二欲應於九五、即畏初九逼之、不敢
前進、故「屯如遭如」也。

「乘馬班如」者、子夏傳云「班如者、謂相牽不進也」。馬季長云「班、
班旋不進也。言二欲乘馬往適於五、正道未通、故班旋而不進也」。

「匪寇昏媾」者、「寇」謂初也。言二非有初九、與已作寇害、則得
其五爲婚媾矣。馬季長云「重婚曰媾」、鄭玄云「媾猶會也」。

「女子貞不字」者、「貞」正也。「女子」謂六二也。女子以守貞正、
不受初九之愛。「字」訓愛也。

「十年乃字」者、十年難息之後、即初不害已也。乃得往適於五、受五之字愛。「十」者、數之極、數極則復、故云「十年」也。(01-29b30a)

この『周易正義』によれば、馬融が「重婚曰媾」と解していることが分かる。さらに許慎『說文解字』にも「媾、重婚也。从女韋聲。易曰、匪寇媾媾」と見えていることが確認できるのである。

したがって「相傳爲然」・「相傳說耳」等の評語は、歴代の注釈家もそのように解釈してきており、それなりに妥当性を持つものだとする、肯定的評価の表現と見るべきものであろう。したがって『五經正義』はそれ以上に踏み込んだ検討がなされることは少ないようである。

以下、相伝えてきたその具体的人物名を明記している例を若干あげておく。

③ 春秋正義（僖公二十八年傳）
晉侯夢與楚子搏。楚子伏己而盥其腦。〔盥唲也。〕

〔疏〕注盥唲也。○正義曰、「盥」之爲「唲」、未見正訓。蓋相傳爲然。服虔云「如俗語相罵云唲女腦矣」。(16-21b)

④ 春秋正義（文公十七年傳）

〔傳〕十四年七月、寡君又朝、以葢陳事。〔葢勅也。勅成前好。〕

〔疏〕注葢勅也。○正義曰、「葢」之爲「勅」、無正訓也。先儒相傳爲然。賈・服皆曰「葢勅也」。(20-08a)

⑤ 春秋正義（文公十八年傳）

天下之民、以比三凶、謂之饕餮。〔食財爲饕、貪食爲餮。〕

〔疏〕注食財至爲饕。○正義曰、此無正文、先儒賈・服等、相傳爲然。(20-19b)

なお、以下にあげるのは「相傳爲然」の例ではあるが、その評語は訓詁に向けられたものではなく、いわゆる「名物」に関するものである。

⑥ 春秋正義（僖公十六年傳）

是月、六鵠退飛過宋都。〔是月、隕石之月。重言是月、嫌同日。鵠水鳥。

高飛遇風而退、宋人以爲災、告於諸侯、故書。〕

〔疏〕注是月至故書。○正義曰、月令諸言「是月」、皆是前事之月、知此是「隕石」之月也。「石隕」「鵠退」、俱是宋事、事相類而同時告、故重言「是月」、嫌同日也。告者不以「鵠退」之日告、故言「是月」以異之。

「鵠水鳥」者、相傳爲然。春秋考異郵云「鵠者毛羽之蟲。生陰而屬於陽」。洪範五行傳曰「鵠者陽禽」。「鵠」字或作「鵠」。廣志云「鵠古退飛者。今以其首爲船頭」。莊子云「鵠之相視、眸子不運而風化」。博物志云「雄雌相視則孕。或曰雄鳴上風、雌承下風、則亦孕」是也。鳥飛不能自退、傳言「風也」、是鳥高飛遇風而退却也。公羊傳曰「視之則六、察之則鵠。徐而察之、則退飛」、是亦隨見先後而書之。魯史而記宋事、知其「宋人以爲災、告於諸侯故書」。(14-14a/14b)

ときに「訓詁名物」と並言することもあるようだが、これまで述べてきたように、『五經正義』（が基づいた「注」）の「訓詁（ことば）」は『爾雅』を根拠にするものであった。見方を変えるなら、『五經正義』が經書の解釈の資料として史書・子書に及ぶことはほとんど無いのである。これに対して、こと「名物（ものの名）」についていえば、右の例にも見えるように、杜預注の「鷓水鳥」を証明するために、緯書『春秋考異郵』・秦の伏生『洪範五行傳』・晋の郭義恭『廣志』・「莊子」・晋の張華『博物志』といった諸文献をあげて説明に務めていることが分かる。

この「名物」の解釈に対する態度から、あらためて『五經正義』の訓詁が經書の中に限定されたものであることが了解されるであろう。經書の正しい解釈のために、經書以外の文献にも目が向けられたとき、そこではじめて經書の真義が明らかになってくるのである。

十三 以當時驗之

十節の挙例のうち、⑥毛詩正義（國風・召南・采蘋）には、「此皆爾雅無文、傳以當時驗之」という表現があった。これは「その當時において調べてみたものだ」という意味であり、『五經正義』は「注」の解釈が、たとえ『爾雅』にその根拠を求め得ずとも、「注」の當時、実際に見聞して確めることができるものであるならば、その解釈は妥当であると判断するのである。

もちろんこれは「訓詁」ではなく、「名物」の場合に限られるであろう。以下にそのような例をあげる。

①尚書正義（禹貢）

惟箇箬楛、三邦底貢厥名。〔箇箬美竹。楛中矢幹。三物皆出雲夢之澤。近澤三國、常致貢之。其名天下稱善。〕

〔疏〕傳箇箬至稱善○正義曰、「箇箬美竹」、當時之名猶然。鄭云「箇箬箬風也」。竹有二名、或大小異也。「箇箬」是兩種竹也。肅慎氏貢楛矢、知「楛中矢幹」。三物皆出雲夢之澤、當時驗之猶然。經言「三邦底貢」、知「近澤三國致此貢」也。文續「厥名」、則其物特有美名、故云「其名天下稱善」。鄭玄以「厥名」下屬「包匭菁茅」。(6-16a)

伝の「箇箬」から「稱善」まで。正義。「箇と箬は美竹」とは、当時の名称がまだそうだったのである。鄭玄は、「箇と箬は箬風である」と説く。竹に二つ名があるのは、大小の差異があるのかも知れぬ。要するに「箇」と「箬」は二種類の竹である。肅慎氏が楛の矢を貢しているから、「楛は矢の幹に適する」とことがわかる。「三つの品はいずれも雲夢の沢から産する」のは、当時調べてみてまだそうだったのである。經文に「三つの邦から貢しまつる」とあるから、「沢に近い三つの国がそれを貢しまつる」のだとわかる。また文章が「厥名」と続いているところからすると、その品は特に評判の高いものだったろう。そこで「その名とは天下中がほめたたえたのだ」と解した。鄭玄は「厥名」をば、下の方「包匭菁茅」につけて読む。(全集本) 8

②毛詩正義（大雅・緜）

周原膺膺、董茶如飴、爰始爰謀、爰契我龜。（周原沮漆之間也。膺膺美也。董菜也。茶苦菜也。契開也。）

○傳周原至契開○正義曰、「周原在漆沮之間」、以時驗而知之。述地之良、而云「膺膺」故爲「美」也。「茶苦菜」釋草文。樊光曰「苦菜可食也」。內則曰「董苴粉榆」、則「董」是美菜、非苦茶之類。釋草又云「菝董草」、郭璞曰「即烏頭也。江東人呼爲董」。晉語「嬖姬將譖申生、寘鳩於酒、寘董於肉」、賈逵曰「董烏頭也」。然則「董」者其烏頭乎。箋云「性苦者、皆甘如飴」。若是董苴之董、雖非周原、亦自甘矣。明「董」是烏頭也。「契開」者、言契龜而開出其兆、非訓「契」爲開也。……（16-2-16b/17a）

③春秋正義（傳公二十八年傳）

晉車七百乘、鞞鞞鞞鞞。（五萬二千五百人。在背曰鞞。在臂曰鞞。在腹曰鞞。在後曰鞞。言駕乘脩備。）

「疏」注五萬至脩備○正義曰、說文云「鞞著披皮也」。「鞞引軸也」。「鞞頸皮也」。此注與說文不同。蓋以時驗而爲解也。駟馬挽車、有皮在背者、有約臂者、有在腹爲帶者、有繫絆其足者。從馬上而下次之、「在後」正謂在足是也。傳唯舉四事、文無所結、舉其小事皆具、「言其駕乘脩備」、明諸事皆備也。（16-22b）

以上の「以當時驗之」・「當時之名猶然」・「以時驗而知之」・「以時驗而爲解」等の他に、特に『周禮疏』・『儀禮疏』には「當時目驗而知」とか「以目驗知之」という表現が頻見するが、これは省略

に従う。いずれにしても『五經正義』においては、実証できるものは承認されるのである。

十四 無正文・無明文

十二節の⑤春秋正義（文公十八年傳）に「此無正文、先儒賈・服等、相傳爲然」という一文があった。ここに見える「無正文」という言葉は、「無正訓」と同じ響きを持つものであるが、「無正訓」が訓詁を問題とするのに対し、「無正文」は主として「名物」にかかわるものであり、拈げると「典章制度」に及ぶであろう。

さらに同じようなものとして「無明文」という表現もあり、これは特に『周禮疏』・『儀禮疏』に頻用され、『毛詩正義』・『禮記正義』が続いている⑥。ただし、これは『正義』が引用した許慎『五經異義』中に見られるものが少なくないようである。『正義』は『異義』の用語を借用したのかも知れない。本稿を結ぶに当たり、その点を指摘し、以下では若干の例を紹介するだけにとどめたい。

①尚書正義（微子）

微子若曰、父師少師。（父師、太師。三公、箕子也。少師、孤卿、比干。微子以紂距諫、知其必亡、順其事而言之。）

○傳父師至而言○正義曰、以畢命之篇王呼畢公爲「父師」、畢公時爲「太師」也。周官云「太師・太傅・太保、茲惟三公。少師・少傅・少保曰三孤」。家語云「比干官則少師」。「少師」是比干、知「太師」是「箕子」也。徧檢書傳不見箕子之名、惟司馬彪注莊子云「箕

子名胥餘、不知出何書也。……家語云「比干是紂之親、則諸父」、知比干于紂諸父耳。箕子則無文。宋世家云「箕子者紂親戚也」、止言親戚、不知爲父爲兄也。鄭玄・王肅皆以箕子爲紂之諸父、服虔・杜預以爲紂之庶兄。既無正文、各以意言之耳。「微子以紂距諫、知其必亡」、心欲去之、故「順其去事而言」、呼「師以告之」。(10-15a)

② 周禮疏（天官・女御）

從世婦而弔于卿大夫之喪。「從之數、蓋如使者之介云。」

〔疏〕注從之至介云○釋曰、王之妃妾、三夫人象三公、九嬪象孤卿、二十七世婦象大夫、女御象元士。但介數依命數爲差、則王之大夫四命、世婦之從亦四人。以無正文、故言「蓋」言「云」以疑之也。(08-02ab)

③ 儀禮疏（覲禮）

嗇夫承命、告于天子。「嗇夫蓋司空之屬也。爲末擯、承命於侯氏。下介傳而上、上擯以告于天子。天子見公、擯者五人。見侯伯、擯者四人。見子男、擯者三人。皆宗伯爲上擯。春秋傳曰、嗇夫馳。」

〔疏〕嗇夫至天子○注嗇夫至夫馳○釋曰、云「嗇夫蓋司空之屬也」者、無正文。知「司空屬」者、案五官之內、無嗇夫之名、故知是「司空之屬」。但司空職亡、故言「蓋」以疑之。云「末擯承命於侯氏、下介傳而上、上擯以告于天子」者、案周禮司儀職、兩諸侯相朝、皆爲交擯、則此諸侯見天子、交擯可知。……(26b-17a)

④ 春秋正義（僖公十五年傳）

吾聞、唐叔之封也、箕子曰、其後必大。晉其庸可冀乎。「唐叔、晉始

封之君、武王之子。箕子、殷王帝乙之子、紂之庶兄。」

〔疏〕注唐叔至庶兄○正義曰、「唐叔、晉始封之君」、晉世家文也。宋世家云「箕子者紂親戚也」。止云「親戚」、不知爲父也兄也。鄭玄・王肅皆以「箕子」爲紂之諸父。服・杜以爲紂之庶兄。既無正文、各以其意言耳。歷檢諸書、不見「箕子」之名。唯司馬彪注莊子云「胥餘箕子名」、不知其然否。(14-13b) ⑤

⑤ 春秋正義（僖公九年傳）

齊侯將下拜。孔曰、且有後命、天子使孔曰、以伯舅蓋老、加勞賜一級、無下拜。「七十日蓋。級等也。」

〔疏〕注七十日蓋級等也○正義曰、釋言云「蓋老也」、舍人云「年六十稱也」、郭璞云「八十爲蓋」。釋名云「八十曰蓋。蓋鉄也。皮黑如鉄」。彼說或云「六十」、或云「八十」、杜云「七十日蓋」者、「蓋」之年齒、既無明文。曲禮云「七十曰老」、爾雅以「蓋」爲老、故以爲「七十」。

曲禮升階之法云「涉級聚足」、是「級」爲「等」也。法當下拜、賜之勿下、是進一等。(13-11a)

注

① ちなみに、この条の『春秋正義』は「此皆毛詩傳・鄭箋之文也」と述べているが、⑥の挙例に明らかな通り、「方曰篋、員曰篋、無足曰釜、有足曰錡」はすべて『毛伝』の文章である。阮元『校勘記』所引の浦鐘が「鄭箋」を衍文と見なすゆえんである。あるいは疏文の誤解であったかもし

れない。

② 劉文淇『左傳舊疏校正』卷三に以下のような分析が見える。

文洪案するに、これはすべて《述議》の文章である。王謨《漢魏遺書鈔》が「服虔」以下を光伯の文章ではないと考えるのは誤りである。

「劉以爲」は本来「炫以爲」であつたはずで、いうところの「各以意解」とは、服虔が「止」と解し、韋昭が「詛」と解することを指す。

劉炫が「左右が同色であつて、偏衣とすることはできない」というのは、服虔が〈方相氏〉の服で「偏衣」を解することを駁したものだ。「詛」したうで服するというのも、その文章の出典が無い」とは、韋昭の「阻」が「詛」字であるというのを駁したものである。このように表現に一貫性が有つて、これは同一人の言葉である。ここに唐人の刪改の痕跡を見ることができよう。

③ 小尾郊一「毛詩正義の論証に就いての一考察」(東方學報京都15—1

一九四五)、田中和夫『毛詩正義』に於ける論証の意味するもの—異説処理の問題をめぐつて—(中国文学研究第十六期 一九九〇、後に『毛詩正義研究』白帝社 二〇〇三)等。

④ 韓崢嶸「《毛詩正義》疏不破注考辨」(中國詩經學會編『第四屆詩經國際學術研討會論文集』學苑出版社 二〇〇〇)によると、『毛詩正義』に関して「疏不破注」とは、「疏不破傳」ではなく「疏不破箋」であるとのことである(注③前掲田中氏著書による)。

⑤ 中でも「經無明文・禮無明文」という表現が頻見する。

⑥ ちなみに①尚書正義(微子)と④春秋正義(僖公十五年傳)には、ほとんど一致する部分の有ることが了解できるであろう。これは兩正義が劉炫『五經述義』を稿本とすることによるものである。

〔補記〕張寶三『五經正義研究』(國立臺灣大學中國文學研究所博士論文

一九九二)の第八章「五經正義之字義訓詁」第二節「正義對注訓原由之闡釋」中に「一、依正文爲訓 五、相傳爲然 七、以意言之」という項目があるので、参照されたい。

(本稿は平成18年度科学研究費基盤研究(C)「五經正義の総合的研究」の成果の一部である。)